

岐阜県科学技術振興センターの指定管理者指定申請に係る審査結果について

平成29年10月2日

岐阜県 商工労働部 新産業・エネルギー振興課

1 施設の概要

名 称	岐阜県科学技術振興センター
所 在 地	各務原市テクノプラザ1丁目1番地
設置目的	科学技術に関する研究開発、産学官の交流及び県民に対する情報提供を行うことにより、県民生活の向上及び地域産業の高度化に寄与するとともに、県の科学技術の振興に貢献すること
根拠条例	岐阜県科学技術振興センター条例（平成10年岐阜県条例第20号）

2 指定管理者の募集方法

公募

3 指定管理者の募集期間

平成29年8月1日から平成29年8月31日まで

4 申請団体

申 請 団 体 の 名 称	共 同 体 の 構 成 員 の 名 称
株式会社三和サービス	

5 審査基準

審 査 項 目	配 点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
利用者サービスの向上	25
施設の維持管理	5
収支計画	20
組織・体制	10
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	10
計	100

6 岐阜県指定管理者審査委員会の開催日

平成29年9月25日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者を決定しました。

<優先交渉権者>

申請団体の名称	主な選定理由
株式会社三和サービス	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該優先交渉権者を岐阜県科学技術振興センターの指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）